

令和7年10月

顧 問 先 各 位



年末調整のお知らせ

前略 平素より大変お世話になっております。さて、本年も年末調整の時期となりましたので、**申告書（3枚）**と添付書類をご提出ください。申告書は税務署より郵送される封書に入っているものをコピーしてお使いください。同封の**源泉所得税の納付書**もお預けください（既に電子納税されている場合は封入されていないこともあります）。税務署が予備を税理士に配布しない方針になりましたので、ないと納付書を作成できません。忘れずにお預け願います。 草々

提出期限(目安)

- 12月お支払いの給与・賞与で還付・追加徴収される場合
令和 6年11月21日（金）
- 1月お支払いの給与・賞与で還付・追加徴収される場合
令和 6年12月12日（金）

皆様に提出いただく申告書

- ① 扶養控除等（異動）申告書
- ② 基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 特定親族特別控除申告書
兼 所得金額調整時控除申告書
- ③ 保険料控除申告書

※ ご自身で確定申告される方は別紙年末調整不要・源泉徴収票のみリストにご記入ください。

申告書その他、下記もご提出ください。

- ◆ **12月までの給与・賞与の明細**（勤務日ではなく支払日が12月まで）
（当事務所に給与計算をご依頼くださっている方は不要です）
- ◆ 当事務所以外に**源泉所得税差引の報酬明細**（社労士、弁護士、司法書士等）
- ◆ **地代・家賃**の支払先、住所、金額
- ◆ **償却資産申告書**の提出をご依頼の場合は、市町村から郵送される申告書

※ 給与支払報告書は年末調整と同時に当事務所にて届出を承ります。

電子で行いますので、各市町村から届く用紙のご送付は不要です。

※ 年末調整と同時に来年の住民税の徴収方法を申告しますが、原則**特別徴収**（会社が給与天引きして、会社が納付する方法）にて申告いたします。

※ 当事務所に確定申告をご依頼の方

確定申告で所得税を再計算いたしますので、年末調整はせずに源泉徴収票の発行のみいたします。

このお知らせは顧問先の皆様へ一斉にお送りしております。
当事務所へ年末調整や償却資産の申告をご依頼されない方、既に資料をお送りいただいている方におきましては、不要・行き違いのご連絡となりましたこと、ご容赦ください。

《事業主様・従業員様各位》

年末調整チェックリスト

- ◆ **全員**：扶養・保険がなくとも、必ず①**扶養控除等申告書**はご提出ください。
- ◆ **今年入社の方**
 - 本年分の**前職の源泉徴収票**
 - ※無いと年末調整できません。ご自身で確定申告となります。
 - ※本年中に前職が複数ある場合は、全ての事業所分が必要です。
 - ※本年中に前職からの給与がない場合は、「前職なし」と余白にメモ願います。
- ◆ **住宅ローン控除をされる方（書類が2種類必要です）**
 - 本年分**「年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等控除証明書」**
 - ※初回確定申告後に税務署から残りの期間分一度に送付されています。
 - ※連帯債務の場合は、負担割合を備考欄にご記入ください。
 - 金融機関の**「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」**
- ◆ **配偶者・19歳以上23歳未満の方を扶養される方**
 - **令和7年の所得見込（各種控除後の金額）**を「給与所得者の基礎控除申告書 兼・・・」の書類に記入してください。
 - ※所得が不明の場合は、「収入」と書いた上で各種控除前の金額見込をご記入ください。給与所得、年金所得等、所得の種類も明記ください。
 - 空欄では0円か書き漏れか区別がつきません。所得によって段階的に控除額が変わるので、必ず明記ください。
- ◆ **寡婦・ひとり親控除を受ける方**
 - 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」C欄にもご記入ください。
 - ※記載がないと有利な控除が受けられません。
- ◆ **ご自身もしくは扶養される方が障碍をお持ちの方**
 - 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」C欄にもご記入ください。
 - ※記載がないと有利な控除が受けられません。
- ◆ **国民健康保険料、国民年金保険料を支払った方**
 - 「給与所得者の保険料控除申告書」に金額をご記入ください。
 - ※国民健康保険料は証明書がありませんので、1月から12月に実際支払った金額をご記入ください。

・配偶者の扶養になっていても、ご自身の給与について年末調整が必要です。
・本年中に亡くなられた方も本年の扶養に入れます。

保険会社の保険のみならば
内容を記入せず、保険会社
からの郵便物を添付くださ
るだけで構いません。